

2009年9月3日

厚生労働大臣  
舩添 要一 様

日本労働組合総連合会  
会 長 高木 剛

## 社会保険労務士の労働紛争等への 関与についての要請

2005年の社会保険労務士法改正により、第23条「社会保険労務士の労働争議への介入禁止」が削除されましたが、昨今、労働組合活動の現場からは、社会保険労務士が労働紛争の解決に関与することについて、労働紛争の公正な解決および健全な労使関係の構築という観点から懸念の声が出ています。また、社会保険労務士が団体交渉において会社側の代理人としての業務を行う違法な事例も報告されています。

社会保険労務士法は、その第1条において同法の目的は「社会保険労務士の制度を定めて、その業務の適正を図り、もって労働及び社会保険に関する法令の円滑な実施に寄与するとともに、事業の健全な発達と労働者等の福祉の向上に資すること」としています。すなわち、社会保険労務士には、事業主、とくに人事・労務の専門人材の確保が困難な中小・零細の事業主に対して、法令遵守を促すことが求められています。にも拘わらず、逆の行為を行う社会保険労務士の存在は大変遺憾であります。

私どもは、こうした認識に立ち、以下の点を要望いたします。今後の労働行政の運営にあたっては、十分に配慮いただくようお願い申し上げます。

### 記

- 1．社会保険労務士法第23条「社会保険労務士の労働争議への介入禁止」の削除後における社会保険労務士の労働紛争への関与の実態を調査・把握し、厚生労働省基発第0301002号平成18年3月1日付通達の周知・徹底を行うとともに、必要に応じて、社会保険労務士法を見直し「労働争議への介入禁止」を再度規定することも含めた適切な対応を行う。なお、私どもの調査では、社労士が団体交渉の場で会社側に座り説明・交渉を行うという、弁護士法第72条に抵触する事例も見られることから、社会保険労務士会に対する指導を行う。
- 2．社会保険労務士が、労働委員会の公益委員、紛争調整委員会の委員、総合労働相談コーナーの相談員をはじめ、労働関係の専門家として公正・中立な立場で労働紛争の解決に関与すべき職務に就くことの是非等について、労使および労働委員会関係者等も入れた検討の場を速やかに設け、検討を行う。

以 上